

令和3年4月1日制定
令和7年4月1日改定

東広島市地域猫活動補助金交付制度の手引き (R7.4.1～)



《申請・問い合わせ先》

〒739-8601

東広島市西条栄町8番29号

東広島市生活環境部生活衛生課

TEL (082) 422-1048

FAX (082) 421-5601

1. 目的

地域猫活動を行う団体（以下、地域猫活動団体）に補助を行うことで、地域猫活動を推進し、野良猫の減少を目指します。

2. 補助対象団体

次の条件を満たす地域猫活動団体を対象とします。

- (1) 広島県動物愛護センター所長から地域猫活動に係る不妊去勢手術の支援の承認を得ているもの
- (2) 営利を目的としないもの
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付をすることが不適當でないもの。

※令和3年4月1日以降に広島県動物愛護センター所長から地域猫活動に係る不妊去勢手術の支援の承認を得た猫が一頭もない団体については、補助対象になりません。ただし、令和3年3月31日以前に広島県動物愛護センター所長から承認を受けたが、令和3年4月1日以降に不妊去勢手術を行った猫が一頭以上いる団体については補助対象とします。

3. 補助対象経費

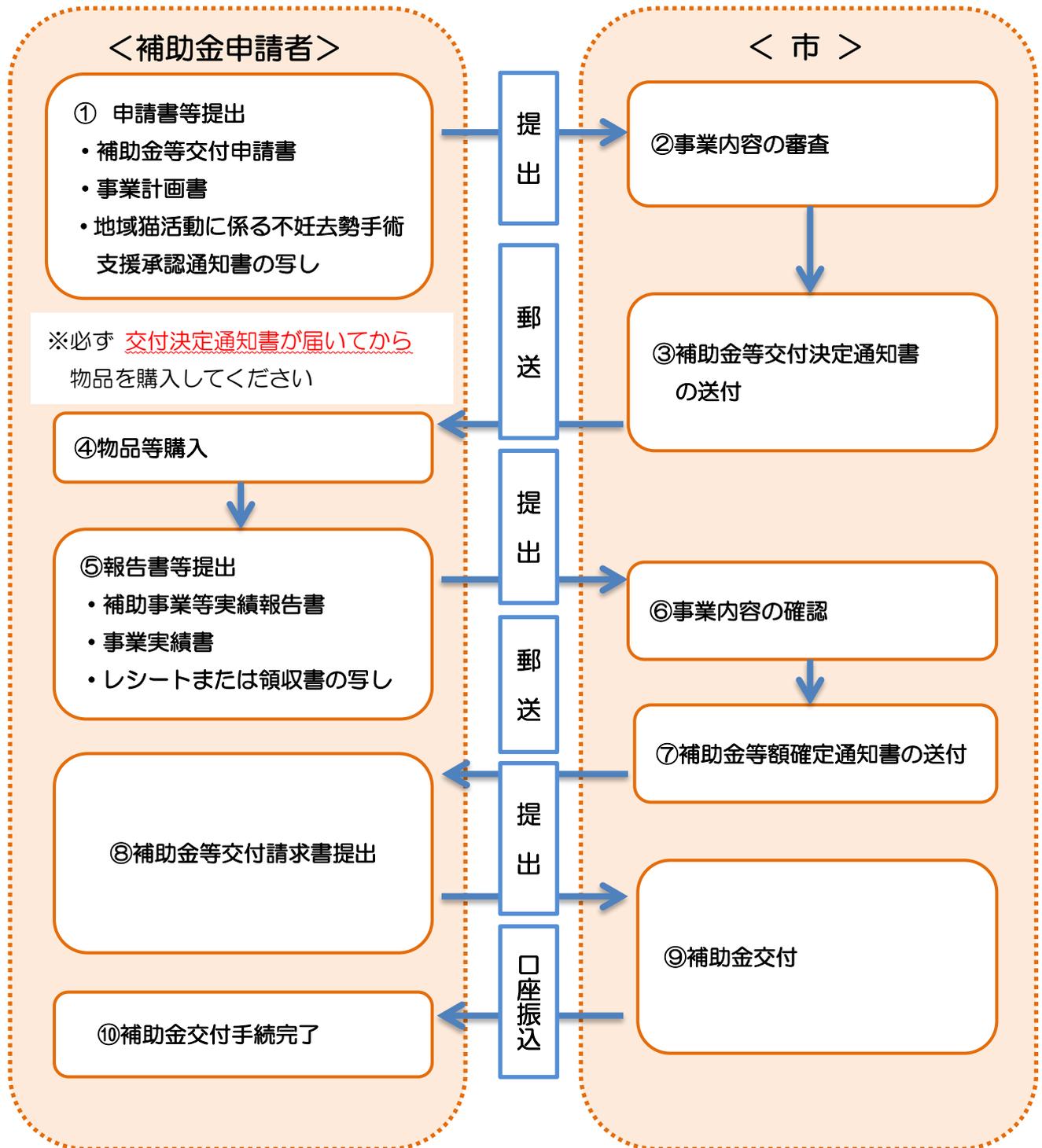
補助金の額は、地域猫活動に要する経費のうち次に掲げるものの額の合計額とします。

- (1) 給餌又は給水に係る飼料費
 - (2) 給餌又は給水の用に供する物品の購入費
 - (3) 排せつ物の処理に要する消耗品費（ごみ指定袋の購入に要する経費を除く。）
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、地域猫活動に要する経費で、市長が適當と認めるもの
- ※ひとつの団体について、年度当たりに交付する補助金の限度額は2万円、かつ、通算して交付する補助金の限度額は5万円とします。

4. 申請から補助金交付までの流れ（補助金申請者側の作業は①④⑤⑧です。）

①申請書等提出	「補助金等交付申請書」、「事業計画書」、「地域猫活動に係る不妊去勢手術支援承認通知書の写し」を生活衛生課まで提出してください。
②事業内容の審査	提出された書類を審査します。
③補助金等交付決定通知書の送付	提出書類に問題がないことが確認できた場合「補助金等交付決定通知書」を申請者に送付します。
④物品等購入	物品を購入してください。（レシートまたは領収書が必要） ※必ず交付決定通知書が届いてから物品を購入してください。
⑤報告書等提出	「補助事業等実績報告書」、「事業実績書」、「レシートまたは領収書の写し」を生活衛生課まで提出してください。
⑥事業内容の確認	提出された書類の確認をします。
⑦補助金等額確定通知書の送付	提出書類に問題がない場合、「補助金等額確定通知書」を申請者に送付します。
⑧補助金等交付請求書提出	「補助金等交付請求書」を生活衛生課まで提出してください。
⑨補助金交付	指定の銀行口座に補助金を振込みます。
⑩補助金交付手続完了	以上で補助金交付手続が完了となります。

申請から補助金交付までの流れ（イメージ図）



※手引きの内容は適宜修正し、修正版はホームページで公開します。